

デルタ株感染防止対策緊急強化事業補助金

～感染防止対策に取り組むライブハウス等を応援します～

■ 補助金の概要

補助対象者

県内でライブハウスやライブ演奏のある飲食店を営む事業者

※ビニールカーテン等でステージと客席の間の飛沫感染対策を行うことが交付の条件になります。

補助率・上限額

9 / 10

1事業者につき上限20万円（複数店舗を有する場合、店舗数×20万円）

※「第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金」など県のコロナ対策に関する補助金を受給していても申請可能です。ただし、同じ経費に対して2重に補助金を受け取ることはできません。

補助の対象経費

区分	補助対象となる取組（令和3年7月1日以降に支払った経費に限ります）
①基本的な感染予防	手洗い場設置・修繕、アルコールディスペンサーの購入設置、フロアマーカ―等利用客への掲示物購入・作成委託
②飛沫感染防止	仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン・シート、パーティション設置、フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の店舗内の改修
③接触防止	共有設備の非接触化（手洗い場の自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備）、共有物品の追加購入、ノータッチディスペンサー、非接触体温計、サーモグラフィカメラ、キャッシュレス決済専用端末の購入設置
④換気機能向上	換気設備設置・改修（給気口の増設、換気扇の点検・クリーニング含む）、換気用窓や網戸の取付け、扇風機・サーキュレーター、CO2モニター等の購入

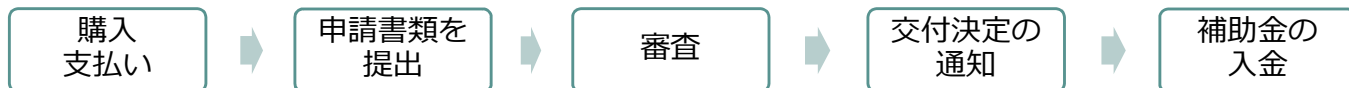
※消費税及び地方消費税、衛生消耗品（マスク、消毒液等）、エアコン、タブレット等の汎用性のあるものは補助の対象にはなりません。

■ 手続きの方法

申請書類

申請書類の提出期限：令和3年9月30日（木）消印有効

- 申請書(様式第1号)
- 飲食店営業許可証の写し（直近の確定申告書でも可）
- ライブ開催時のチラシ
- 領収書の写し（購入内容が分かるもの）
- 工事費明細書類
- 通帳の写し



※補助対象になるか不明の場合は、購入・発注前にあらかじめ担当までご相談ください。

物品の購入や工事代金の支払いが終わり次第、申請書類の提出をお願いします

申請方法・提出先

郵送（県庁、総合事務所への持参はご遠慮ください。）

〒680-8570 県庁くらしの安心推進課 宛（所在地記載不要）

ご相談・お問合せ先

鳥取県生活環境部 くらしの安心推進課 ☎0857-26-7211 FAX 0857-26-8171

お問い合わせの際は「デルタ株対策補助金」とお伝えください

電子メール：kurashi-hojokin@pref.tottori.lg.jp

とりネットURL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/299127.htm>

デルタ株対策補助金の
詳細、様式のダウンロードは
こちら➡

